

令和 7 年度

岐阜県健全化判断比率審査意見書

岐阜県資金不足比率審査意見書

岐阜県監査委員

監委第67号
令和8年9月4日

岐阜県知事 江崎 禎 英 様

岐阜県監査委員 伊 藤 英 生

岐阜県監査委員 藤 本 恵 司

岐阜県監査委員 鈴 木 祥 一

岐阜県監査委員 安 田 典 子

岐阜県監査委員 飯 沼 敦 朗

令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により審査を求められた令和7年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定により審査を求められた令和7年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査の結果及び意見を提出します。

目次

令和 7 年度岐阜県健全化判断比率審査意見書

第 1	審 査 の 種 類	1
第 2	審 査 の 対 象	1
第 3	審 査 の 着 眼 点	1
第 4	審 査 の 実 施 内 容	1
第 5	審査の結果及び意見	1

令和 7 年度岐阜県資金不足比率審査意見書

第 1	審 査 の 種 類	2
第 2	審 査 の 対 象	2
第 3	審 査 の 着 眼 点	2
第 4	審 査 の 実 施 内 容	2
第 5	審査の結果及び意見	2

令和 7 年度岐阜県健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項に基づく健全化判断比率審査

第 2 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下、「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか。

第 4 審査の実施内容

審査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠して実施した。令和 8 年 8 月 4 日に知事から健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の提出を受け、事務局書記が関係書類との照合等の予備的審査を実施した後、その結果を踏まえて、監査委員による審査を実施した。

第 5 審査の結果及び意見

審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められた。

なお、健全化判断比率は以下のとおりである。

【健全化判断比率】

(単位：%)

区分	令和 7 年度 健全化判断比率	令和 6 年度 健全化判断比率	〔 早期健全化 基準 〕	〔 財政再生 基準 〕
実 質 赤 字 比 率	—	—	(3 . 7 5)	(5 . 0 0)
連結実質赤字比率	—	—	(8 . 7 5)	(1 5 . 0 0)
実 質 公 債 費 比 率	9 . 7	9 . 2	(2 5 . 0)	(3 5 . 0)
将 来 負 担 比 率	2 2 2 . 9	2 2 4 . 9	(4 0 0 . 0)	

(備考) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度と同様に、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、「—」にて記載

令和 7 年度岐阜県資金不足比率審査意見書

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第 1 項に基づく資金不足比率審査

第 2 審査の対象

令和 7 年度 岐阜県流域下水道事業会計

令和 7 年度 岐 阜 県 水 道 事 業 会 計

令和 7 年度 岐阜県工業用水道事業会計

第 3 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか。

第 4 審査の実施内容

審査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠して実施した。令和 8 年 8 月 4 日に知事から資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の提出を受け、事務局書記が関係書類との照合等の予備的審査を実施した後、その結果を踏まえて、監査委員による審査を実施した。

第 5 審査の結果及び意見

審査に付された令和 7 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められた。

なお、資金不足比率は以下のとおりである。

【資金不足比率】

(単位：%)

会計名	令和 7 年度 資金不足比率	令和 6 年度 資金不足比率	〔 経営健全化 基準 〕
岐阜県流域下水道事業会計	—	—	(2 0 . 0)
岐 阜 県 水 道 事 業 会 計	—	—	(2 0 . 0)
岐阜県工業用水道事業会計	—	—	(2 0 . 0)

(備考) 資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額が生じていないため、「—」にて記載